

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年4月30日
照会部署名 仙台南年金事務所適用調査課
照会担当者 (一般職) 加藤 仁
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 塚越

(案件)

(受付番号) No. 2010-572	年4回以上の賞与等の支給について
------------------------	------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

1 1月から3月まで給与規定により定められている寒冷地手当を毎月支給し(支給地域の限定はあり)、年4回以上の賞与としてその分を報酬に含めて算定している事業所について、

- ①平成22年1月に寒冷地手当支給地域から不支給地域に転勤した場合(11、12月のみ支給し22年度は支給なし、21年度の算定には前年度の手当5回分を12で割って報酬に含めている)
- ②平成22年3月に寒冷地手当不支給地域から支給地域に転勤した場合(3月のみ支給し22年度は5回支給、21年度の算定には含めていない)の考え方について照会を受けました。

回答するにあたり、以下の疑義がありますのでご教示願います。

- ア 手当不支給地域に勤務している被保険者でも寒冷地手当について給与規定により年間4回以上の支給が客観的に定められていると考え、手当の合計を12で割って22年度の算定の際に報酬に含めるのか。あるいは転勤が給与規定による支給回数変更と考え賞与支払届を提出すべきか?
- イ それぞれ支給された手当(①-11月、12月分 ②-3月分)や支給要件の変更について別途届書(賞与支払届や手当の変更による月額変更届等)の提出は必要か?
- ウ 22年度の算定基礎届等提出時の報酬算定の際、手当の扱いについて次のいずれの取り扱いとするか?
 - ①の場合- a 支給された2ヶ月分を12で割って報酬に含める
b 22年度は支給されないので寒冷地手当分は報酬に含めない。
 - ②の場合- a 支給された1ヶ月分を12で割って報酬に含める
b 22年度は5回支給されるので同日前一年間に受けたあろうで賞与の額を算定し12で割って報酬に含める
c 21年度は賞与を1回しか支給していないため算定の際には報酬に含めず、22年度は5回支給された手当について賞与支払届を提

出し、23年度の算定基礎届から手当分を含めて算定する

コンサルタント業者が年金事務所に照会をしたところ、事務所によって回答が異なっていたため、機構として根拠となる考え方を含めた統一的な回答を早急に求められているものです。

(回答)

この事案については、以下の通り厚生労働省年金局事業管理課からの回答がありました。

「「健康保険法及び厚生年金保険法における賞与に係る報酬の取扱いについて」（昭和53年6月20日 保発第47号・府保発第21号）1（1）イにより、賞与の支給回数が、当該年の7月2日以降新たに年間を通じて4回以上又は4回未満に変更された場合においても、次期標準報酬の定時決定による標準報酬が適用されるまでの間は、報酬に係る当該賞与の取扱いは変わらないものとされています。また、同通知2及び「健康保険法及び厚生年金保険法における賞与に係る報酬の取扱いについて」（昭和53年6月20日 保険発第72号・府保険発第9号）2により、賞与に係る報酬額の算定の方法が別紙の通り定められている。なお、当該事案のように、諸規定による賞与の支給回数の変更によらず、勤務地の異動により寒冷地手当等（賞与）の支給の有無が変更した場合も同様に取り扱う。」（厚生労働省年金局事業管理課回答）

したがってご照会の場合は

- ア. ①の場合は報酬に含めず、異動後の寒冷地手当の支給はないため賞与の支払届は不要。
 - イ. 賞与の支払届は①の場合（11月、12月分）不要、②の場合（3月分）必要。月額変更届はともに不要。
 - ウ. ①の場合はb、②の場合はb。
- となります。

回答日 平成23年12月 1日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (一 般) 小玉 幸夫
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

岡村

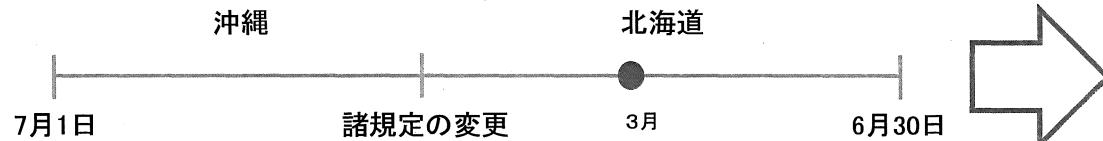
(別紙)

ア及びイ① ①の場合において、11月及び12月に支給された寒冷地手当は、報酬に含まれるか



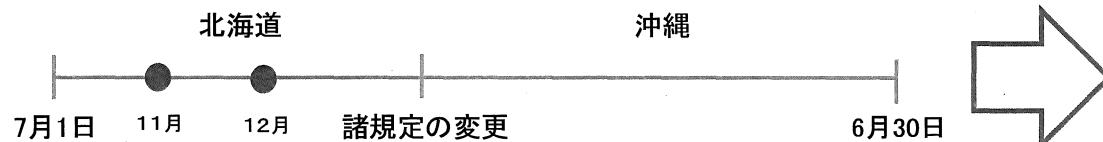
1. 7月1日時点において、通知①の1(1)ア、イ(報酬の範囲)どちらの要件も満たしていない
2. そのため7月1日～翌6月30日までに支給された賞与は定時決定の際に報酬に含まれない
3. 但し通知①の1(1)により、11月及び12月は北海道ルールによる当該賞与の取扱い(報酬として取扱っている)となるため、賞与支払届の提出は不要

イ② ②の場合において、3月に支払われた寒冷地手当は、賞与支払届は必要か



1. 通知①の1(1)により、3月は沖縄ルールによる当該賞与の取扱い(報酬として取り扱っていない)となるため、賞与支払届の提出が必要

ウ① ①の場合において、7月1日の定時決定における取扱いはどうなるか



1. 7月1日時点において、通知①の1(1)ア、イ(報酬の範囲)どちらの要件も満たしていない
2. そのため7月1日～翌6月30日までに支給された賞与は、定時決定の際に報酬に含まれない

ウ② ②の場合において、7月1日の定時決定における取扱いはどうなるか



1. 7月1日時点において、通知①の1(1)アの要件を満たす
2. そのため、7月1日～翌6月30日までに支給された賞与により、その実績から7月1日前1年間に受けたであろう額を算出し(通知①の2(1)イ及び通知②の2(1)イ)、定時決定の際に報酬に含む

※ 通知①…昭和53年6月20日 保発第47号・府保発第21号通知 通知②…昭和53年6月20日 保険発第72号・府保険発第9号